

人の始期 胎児は人間か？

人命の誕生に係っては、いつから人といえるのでしょうか。考え方は4通りです。①出産/出生/誕生の瞬間 ②受精の瞬間 ③受精～出産の間のある時点 ④humanからpersonとなる時の4つがあげられます。では胎児は人間でしょうか？… 民法では「胎児は人間ではない」とされ、刑法では「胎児は人間」とされます。これは民法が社会的存在としての人を根拠に、賠償をもって民事罰とすることを前提としているのに対し、刑法が生物学的存在としての人を根拠に、刑に処して刑事罰とすることを前提としているからです。権利能力を有する主体は講学上「人」と呼ばれ、自然人と法人に分類されます。すなわち、権利能力を有するということは法的な意義において人格を有するということです。日本の民法は個別主義を採用していて、人が原則として権利能力をもつのは出生してからで、まだ出生していない胎児の段階では権利能力はもたないのを原則としつつ(民法3条1項)、胎児の権利の保護を考慮して以下の一定の場合について胎児を生まれたものとみなしてこれに権利能力を与えています。

< 表 1 > 人の始期と適用に係る法律

「私権の享有は出生に始まる。」(民法第一条第3項)
「自然人は出生により権利能力が認められる」(民法第3条1項)
「胎児が既に母体よりその一部を露出したる以上、殺人罪の客体となり得る人と言える」 主文要旨(大審院 大正8年12月13日判決)
「この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保持することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう」(母体保護法第二条第2項)
「死産とは妊娠第四月以後における死児の出産をいひ ~ 届け出なければならない。」 (厚生省令第四十二号死産の届出に関する規程)
「不法行為に基づく損害賠償請求権…請求権については、すでに生まれたものとみなす」(民法721条)
「相続…相続については、すでに生まれたものとみなす」(民法886条)(前項の規定は、胎児が死産の時は不適用)
「遺贈…886条の規定は、受遺者にこれを適用する」(民法965条)
「被認知…父は体内にある子でも、これを認知することができる」(民法783条) ただし、民法787条の「子」には胎児は含まれないと解されているので、胎児側からの認知請求はできない。
墮胎の罪 刑法212条「自己墮胎」213条「同意墮胎」214条「業務上墮胎」215条「不同意墮胎」

民事上の「権利義務の主体足り得る地位」は、「出生時点＝母体から子供の体が全部出た時」(全部露出説)と解釈されます。但し、胎児の相続権・遺贈(遺言による贈与)を受ける権利・損害賠償請求権については、民法が例外として、胎児の間に「権利の主体足り得る地位」を認めています。これは、僅差でこのような問題が発生する事も有り得る不合理を解消するため、民法886条において、胎児について相続の場面において生まれたものと看做す事によって権利能力を認めています。この例外については、

通説と判例は、「権利は有るが、現実に出産するまで、権利は発効しない」（停止条件説）と唱えています。停止条件説に従えば、「遺産の分割」や「胎児が父を交通事故で失った事（民法711条による）胎児自体の損害賠償請求債権の加害者との和解契約」は、胎児が出生するまでは不可能という事になります。

刑法における「人の始期」は、「子供の一部でも母体から露出していれば、そこに直接の打撃を加えて、母体に影響を与えず子供のみを殺害することが可能である」という観点から、「一部露出説」が相当であると判示しています。但し、平成18年6月静岡地裁浜松支部は、交通事故での胎児に対する致死罪を認定した判決を下しています。また、胎児が生きて生まれ、事故により障害が残ったような場合には、子（事故当時は胎児）に対する加害の罪をも認める判決例（鹿児島地裁 2003年9月2日）があります。このように交通事故を起因とする裁判では、胎児も母親とは別に人格権があるとみなされ、致死罪や傷害罪を適用されることがあります。

人工妊娠中絶が犯罪にならないわけ

優生保護法は「母体を保護し、不良な子孫の出生防止する」という母体保護と劣生排除の考えに基づき制定された人工妊娠中絶を担保する法律です。劣生排除は、命の差別選別です。そこで1996年に改訂され母体保護法となりました。これは、母体保護の考えのみを残し、一定の条件の下で人工妊娠中絶を認めるというものです。その条件のひとつが「身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがあるもの」ですが、「身体的又は経済的理由」に明確な判断基準は存在しません。出生前診断が可能になった現代では、重度障がい者が生まれる可能性が高い場合、経済的に育てる余裕がないという理由をこじつけての中絶が可能です。また、未成人の経済的理由についても、適用の是非が厳密に検討されるわけではありません。基準の曖昧性を残すことは、生命倫理に関わって命の選別になり得る一方で、法で人を追い詰めない余地も確保できます。障がい児を産んで一生育てる重責や過重に置かれる女性の「中絶を選ぶ権利」と「子どもの生きる権利」が対立します。さらに、その選択権（判断）は生きる主体である子どもにはなく親の手の中にあります。いずれにせよ、重い選択・苦渋の決断には、心身に深い傷跡を残すことにもなります。母体保護法と名は変われど、結果的には劣生排除という重い現実が残ったままです。ここに人工的な技術の発達も希望を叶えても、それが全ての救いにはならないという現況が存在します。つまり、科学の発展は生活の利便や恩恵を図れど万能ではないということです。また、母体保護法に基づかない出生防止（命の根絶）は、墮胎と呼ばれ刑法212～216条によって罪になります。墮胎の罪は、誰がどう墮胎するかで「自己墮胎」「同意墮胎」「業務上墮胎」「不同意墮胎」に分かれる一種の殺人罪です。

参考文献：藤原武男「キリスト教の『生命のはじまり』に関する一考察」（東洋哲学研究所紀要P126～P109 2007年）

上智大学グリーンケア研究所 グリーンケア講座「臨床哲学（4）－ 誕生とそのケア2 －」 浜渦 辰二(2017)

グリーンケア講座「キリスト教人間学」 松本信愛（2016）